

パブリックコメント（意見募集）手続の概要

◇ 目的

町の政策等の立案過程における町民の皆さまの「町政への参加機会」を保障し、情報共有を図ることにより、松田町自治基本条例第7条に規定する「協働・連携協力のまちづくりの推進」を目的としています。

◇ 対象となる案件

- ① 町の理念や基本的な制度を定める条例の制定又は改版
〔例〕松田町自治基本条例、松田町情報公開条例 など
- ② 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
〔例〕松田町違法駐車等の防止に関する条例 など
- ③ 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び要綱等の制定又は改廃
〔例〕各施設 設置及び管理条例（利用に関する部分のみ）
- ④ 町の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
〔例〕松田町第6次総合計画、松田町地域防災計画 など
- ⑤ 町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改廃
〔例〕松田町民憲章、オール松田おもてなし宣言 など
- ⑥ 広く町民の利用に供する施設等の整備に係る基本的な計画の策定又は変更のうち、実施機関（町長（水道事業管理者の権限を行う町長を含みます。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）が必要と認めるもの
〔例〕新松田駅周辺整備基本構想・基本計画 など
- ⑦ その他実施機関が必要と判断したもの

ただし、次のものは対象案件から除きます。

- ① 災害時など、緊急に決定しなければならない事案であるなどの理由があるもの
- ② 法令その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他パブリックコメント手続と同様の手続を行うもの
- ③ 法令等の制定又は改廃に伴う規定の整理、字句の改正その他町民生活、事業活動等に影響を及ぼさない軽易なもの
- ④ 地方自治法第74条第1項の規定により直接請求により議会へ提出するもの
- ⑤ 町の機関内部にのみ適用されるもの及び町民生活、事業活動等に影響を及ぼさないもの
- ⑥ 町税並びに分担金、使用料及び手数料など、これらに類するものの額決定に関するもの
- ⑦ 法令等の規定により当該政策に係る実施基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- ⑧ 政策等の立案の過程において、実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

◇ 政策等の案の公表方法

- 町公式サイト及び町広報紙への掲載並びに次の場所で閲覧、配布します。

- ・役場庁舎（原則、公表した政策等の案を所管する課の窓口）
 - ・寄出張所
 - ・松田町生涯学習センター
 - ・松田町健康福祉センター
 - ・その他当該政策等の内容に応じ、必要と認められる場所
- ※各政策等の性質に応じて、効果的な場所への配布を想定しています。

◇ 意見の提出期間及び提出方法

- 30日以上の意見提出期間を設けて、政策等の案を公表することとしています。
- 意見の提出方法は、政策等の案を所管する課の窓口への直接提出するか、郵送、ファクシミリ、電子メールとなります。
- 意見を提出する際は、住所、氏名、電話番号を記入していただきます。（書面の様式は問いませんが、参考様式があります。）（匿名による意見の提出は認められません。）

◇ 意見の取扱い及び公表

提出いただいた意見を考慮して、政策等について意思決定を行うとともに、提出された意見の内容（概要）と意見に対する町の考え方（回答）を公表します。

